

青森県教育委員会第842回定例会会議録

1 期 日 平成31年3月22日（金）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時10分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

- 報告第1号 平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査に係る対応について
報告第2号 議案に対する意見について
報告第3号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について
議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・原案決定
議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について・
・・原案決定
議案第3号 青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案について・・・・原案決定
議案第4号 三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する場合の使用料の免除につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第5号 県重宝の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内
学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポ
ーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
中沢委員、野澤委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査に係る対応について
（長内学校教育課長）

去る3月8日に実施した平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査問題への対応
について御報告する。

資料1ページ、参考資料1ページを御覧いただきたい。

概要としては、検査終了後、国語と理科において、採点基準の修正を、数学においては
解答例の変更を行ったものである。

まず国語について、中学校では係助詞の一部を係りの助詞として学習していることから、

「ぞ」のみを正解としていたが、中学校で扱わない係助詞であっても誤答とは言えないことから、「は」についても正解とすることとしたものである。

また、理科については、外部からの意見も寄せられ、さらに詳細に検討を行った結果、追加の修正を行っている。具体的には、実験の数値設定に不適切な部分があったため、 $1.15N \sim 1.23N$ という範囲の中にある値を正解とすることとしたものである。

資料2 ページ(2)の作図例を御覧いただきたい。

数学については、採点基準の変更ではなく採点等への影響はないが、解答の作図例を、教科書に基本として掲載されている作図例に変更したものである。

今回、複数回にわたって修正することとなった理科の当該問題の取扱いであるが、しっかりと問題に取り組んだ受検生を適切に評価するため、答として導き出される値の全てを正解として評価することが適切な対応であると判断し、このような対応となった。

選抜作業への影響については、今回、複数回の修正があったが、各高校の採点作業に間に合うよう、できる限り早く高校側に知らせてきた。

結果的に、高校から混乱があったなどの声はなく、選抜作業は遺漏なく進められたが今回、このような事態となった経緯等をしっかりと調べ、改善を図り再発防止に努める。

(和嶋教育長)

県立高等学校の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、受検生の能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるようにする必要があると考えている。

このため、入学者選抜に係る学力検査問題の作成に当たっては、作題者や教育委員会による検討及び外部点検等を重ね、適切な問題の作成に努めてきたが、ただいま、長内課長から報告があったように、去る3月8日に実施した平成31年度県立高等学校入学者選抜の学力検査問題において、今回のような事態となったことは、作題に関わる関係者による検討やチェックが十分ではなかったためと受け止めており、心配をおかけした受検生、保護者及び関係の方々には、大変申し訳なく思っている。

今後の県立高等学校入学者選抜において、受検生が安心して臨み、学んだ力を発揮できるようにするため、学力検査問題の作成に係るチェック体制を強化し、より一層慎重に対応するよう努める。

(野澤委員)

自分でも検査問題を解いたところ、同じような答えとなり、答えが一つではないことがわかった。今回の件から気づいたことがあれば教えていただきたい。

(長内学校教育課長)

問題の傾向としては、思考力・判断力を問う問題や子どもたちがじっくりと取り組む問題が出てきているように感じる。

今回、解答例として示したものが不適切なものであった。また、問題の設定に関しては、少数の処理まで指定していないなど配慮に欠けていた部分があった。様々な子どもたちの学びの中で、いろんな解答の仕方があるということを踏まえ、解答例をより慎重に検討する必要があったと感じている。理科の問題に関しても、一連の流れで解いていく生徒たちの状況を十分想定しながら解答例を作成すること。数学の解答にあるように、中学校での一般的な学びを、より一層把握に努めて解答例として誤解を招くことがないように、しっかりと作成することが大切であると感じている。

(野澤委員)

今後は、このようなことがないように、チェック体制を十分にしていきたい。

(豊川委員)

中学生に誤解を与えるような失態を起こさぬよう、しっかりと対応していきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

このたびの案件は、県議会第297回定例会に追加提出された「平成30年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料の4ページを御覧いただきたい。

同案についてであるが、今回の補正予算の額は、16億7,805万4千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,291億6,861万4千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、以下の記載のとおりとなっており、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第3号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第1号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(赤尾教職員課長)

このたびの改正は、学校教育法施行規則の改正、県立弘前実業高等学校藤崎校舎の廃止、県立弘前第一養護学校高等部の移転等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要の1点目として、学校教育法施行規則の改正により、高等学校(特別支援学校高等部を含む。)において、平成31年4月1日以降に入学する生徒が履修することになった「総合的な探究の時間」を学習の評価等の対象として新たに規定するものである。

2点目として、視覚障害を有する幼児に対し、より早期から専門的教育を行うため、県立盲学校幼稚部に入学できる者の年齢を満5歳から満3歳に引き下げるものである。

3点目として、平成29年度から募集停止とした県立弘前実業高等学校藤崎校舎を廃止するものである。

4点目として、県立三沢高等学校英語科及び県立田名部高等学校英語科を募集停止し、普通科に改編するとともに、県立弘前工業高等学校インテリア科を募集停止するものである。

5点目として、県立弘前第一養護学校高等部を旧県立岩木高等学校の校舎に移転するものである。

また、改正後の規則は、平成31年4月1日から施行するものである。

なお、概要の1点目に関連するが、改正後の規則第22条第1項の規定は、この規則の施行の日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒に係る卒業の認定から適用し、施行日前に高等学校に入学した生徒に係る卒業の認定については、なお従前の例によることとするものである。

また、概要の4点目に関連するが、県立三沢高等学校英語科、県立田名部高等学校英語科及び県立弘前工業高等学校インテリア科は、改正後の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

(赤尾教職員課長)

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について御説明する。

1の提案理由であるが、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う所要の整備を行うため、提案するものである。

2の概要であるが、教育職員免許状の取得に必要な科目区分等が変更されたため、関係部分を改めるものである。

また、平成27年度に行われた免許状更新講習の見直しに伴い、経過措置として関係様式に追加した注について、その経過措置期間が終了したことに伴い、これを削除するものである。

なお、改正規則は、平成31年4月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県立郷土館規則の一部を改正する規則案について

(増田文化財保護課長)

本議案は、県立郷土館の資料を観覧する場合の使用料の免除に関する規定を改めるほか、所要の整理を行うものである。

2の概要であるが、同館の資料を観覧する場合の使用料の免除については、これまで一

定の要件を満たす者を対象とし、使用料の全部の額を免除しているところであるが、平成31年4月の三内丸山遺跡センター開設を契機に、本県の自然・歴史・文化に関する県民等の理解促進のため、同館への更なる誘客に資するよう、三内丸山遺跡センターの観覧者等が同館を観覧する場合の使用料の一部を免除することができることとするほか、所要の整理を行うものである。

なお、改正後の規則は、平成31年4月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

議案第4号 三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する場合の使用料の免除について (増田文化財保護課長)

本議案は、平成31年4月から三内丸山遺跡センターで開催する特別展を観覧する場合の使用料について、免除とする対象とその額を定めるものである。

参考資料5ページを御覧いただきたい。

「1 趣旨」についてであるが、特別展観覧料の免除については、特別展の概要等が決まった後に定めることとしていたことから、特別展観覧料の免除について定めるものである。

「2 特別展観覧料の免除」についてであるが、常設展観覧料の免除と同様に、「校外学習等で特別支援学校高等部生徒が観覧するとき」、「校外学習等で小中学校等の児童生徒を引率する教職員が観覧するとき」、「児童福祉施設の入所者及び引率職員が観覧するとき」、「身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳の所持者及び付添人が観覧するとき」、「老人福祉施設の入所者及び引率職員が観覧するとき」については、観覧料の全部を、また、これらの他に所長が特に必要と認めた場合には、観覧料の全部又は一部を免除することとする。

「3 特別展の概要」にあるとおり、平成31年度に開催する特別展は、中学生以下を無料とするなど常設展と同様の料金体系であるので、本議案により免除を定めることで、例えば、校外学習等で特別展を観覧する小中学生を引率する教職員の観覧料は免除となる。

(野澤委員)

特別展観覧料の免除規定は、常設展観覧料の免除規定と同様という理解でよいか。

(増田文化財保護課長)

同様である。

(野澤委員)

多くの方々が観覧できることは、とてもいいことである。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

議案第5号 県重宝の指定について

(増田文化財保護課長)

平成31年3月3日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝として考古資料「大平山元Ⅰ遺跡出土品」及び歴史資料「板碑」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。

詳細は、参考資料の7ページを御覧いただきたい。

まず、「大平山元Ⅰ遺跡出土品」は、旧石器時代から縄文時代への移行期の様相をよく示す一括資料であり、全国的にも珍しい「神子柴・長者久保石器群」と呼ばれる縄文時代草創期の石器や、列島最古段階の土器である無文土器が含まれており、極めて貴重な資料であることから、県重宝に指定し、永く保護すべきものとする。

次に、「板碑」は、県内に現存する中世の史資料が非常に少ない中、紀年銘の残る金石文である板碑は、文書史料を補完し、鎌倉時代から南北朝期にかけての本県の歴史を語る貴重な資料であることから、県重宝に指定し、永く保護すべきものとする。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(赤尾教職員課長)

2月1日から3月21日にかけて行った職員に対する懲戒処分は6件であるが、社会的影響が大きな事案である事案2、事案3及び事案6について、その概要を御説明する。

まず、事案2について、特別支援学校臨時実習助手が、平成30年9月7日午後10時頃、秋田市内のパチンコ店において、玉貸機にあった他人のICカードを持ち去り、現金化して4,000円を窃取したものであり、当該職員に対して停職3月の懲戒処分を行ったものである。

次に、事案3について、三八地域八戸市の小学校教諭が、平成29年7月頃から12月頃にかけて、女性に対し、その意に反することを認識の上で、わいせつ行為及び性的な言動を繰り返し行っていたものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。なお、本事案は、処分後速やかに公表を行ったものである。

最後に、事案6について、下北地域むつ市の中学校教諭が、平成26年頃から平成30年11月頃にかけて、SNSを利用し、未成年を含む多くの女性に対してメッセージを送信していた中で、18歳未満の女性に対して性的な内容のメッセージを送信し、当該女性と性的な写真を交換したものであり、当該職員に対して停職6月の懲戒処分を行ったものである。なお、当該職員は同日付けで辞職している。

(和嶋教育長)

教職員の服務規律の確保については、市町村教育委員会及び県立学校に対して、これまでも再三にわたり、指導の徹底をお願いしてきたにもかかわらず、今年度は、教職員の不祥事が後を絶たないという由々しき事態となったことについて、非常に重く受け止めている。

そのため、事案3の処分日と同日付けで、市町村教育委員会及び県立学校に対し、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう通知したところである。県教育委員会としては、校内研修や各種研修等の充実を図るなど、粘り強く服務規律の確保に向けて取り

組み、市町村教育委員会と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(豊川委員)

しっかりと取り組んでいただきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。